

2019 March

3

No.829

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします 2
- ・ 平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 佐賀支部の保険料率が改定されます 4
- ・ 退職後の健康保険についてのご案内 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 3・4月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 健康保険と年金に関する主な書類の提出先 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか 8

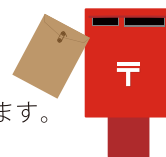
適用関係届書 送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ 入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

個人番号または基礎年金番号

本人確認を行ったうえで、個人番号（マイナンバー）をご記入ください。基礎年金番号を記載される場合は、年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。



報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物支給も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いいたします。（コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動払出しているため）

資格喪失届 従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したとき、75歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
 - ②死亡した日
 - ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日
- ただし、次の事由のみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）
 - ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日（75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日）

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。



被保険者証（健康保険証）を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証（本人・家族）を添付してください。

退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。（退職後20日以内の手続きが必要です。）
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。

お問い合わせ先

- | | |
|--------------------|------------------|
| ●佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 | TEL 0952-31-4191 |
| ●唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 | TEL 0955-72-5161 |
| ●武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 | TEL 0954-23-0121 |

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります!

免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

施行日

平成31年4月1日



忘れずに手続きを
しましょう。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 国民年金課 TEL 0954-23-0121

佐賀支部の保険料率が改定されます!

協会けんぽ佐賀支部の平成31年度の保険料率

平成31年2月分(3月納付分)まで

平成31年3月分(4月納付分)から

全国一高い!

◆健康保険料率◆ 10.61%



10.75%

◆介護保険料率(※)◆ 1.57%



1.73%



★任意継続被保険者は平成31年4月分から(平成31年4月納付分から)となります★

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

詳細につきましては、平成31年2月の納入告知書に料額表とあわせてチラシを同封しておりますのでご確認ください。協会けんぽホームページでもご確認いただけます。

教えて!

どうして都道府県によって健康保険料率が違うの?

都道府県ごとに医療費に差が生じるからです。

協会けんぽの健康保険料率は、各都道府県の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。佐賀支部の加入者一人当たり医療費は、全国一高く、健康保険料率を押し上げる要因の一つとなっています。

佐賀支部はどういった取り組みをしているの?



ジェネリック
医薬品の
さらなる利用

価格が安く、効果が同等と認められているジェネリック医薬品の利用をお勧めしています。

健康保険証の
正しい利用

コンビニ受診やはしご受診を控え、かかりつけ医をもちましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術では健康保険は使えませんのでご注意ください。

健康保険の
確実な
切り替え

健康保険証を誤って使用されないよう、退職後など、資格が切れた健康保険証の確実な回収をお願いします。

健診・保健指導
健康づくり

毎年健診を受診しましょう。病気の早期発見・早期治療・健康保持で医療費を低く抑えることができます。



加入者の皆様、お一人おひとりの健康の積み重ねが、保険料率を下げる大きな力になります。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

～退職される方にお知らせください～ 退職後の健康保険についてのご案内

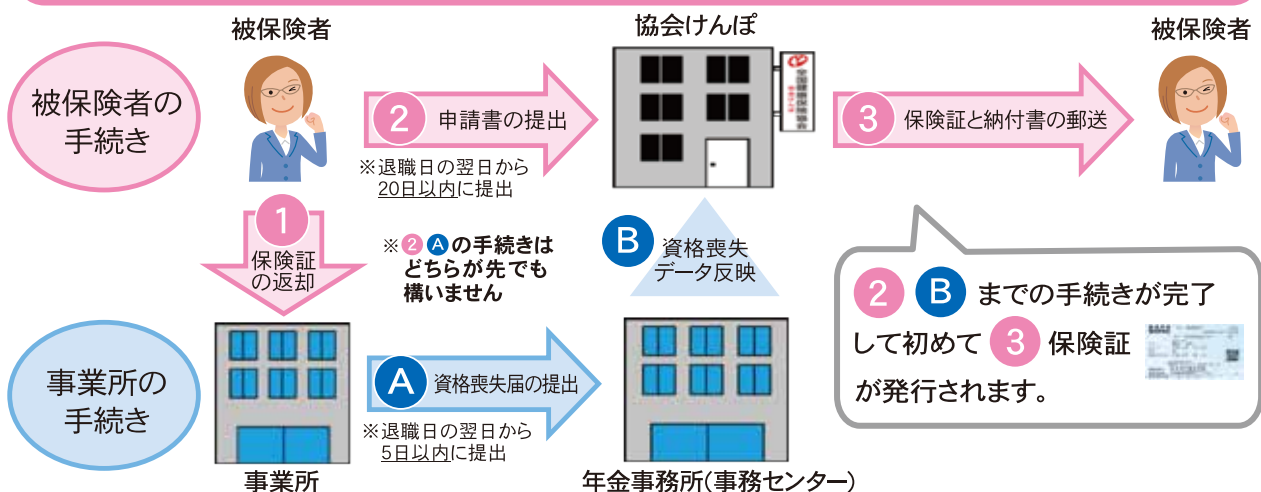
退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者として加入)」の3つの健康保険から選択することになります。

保険料の金額等を比較検討のうえ、加入手続きをしてください。

退職後の健康保険の選択肢

加 入 先	協会けんぽの 任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手 続 き 先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加 入 条 件	・退職日までに被保険者期間 が継続して 2ヶ月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に手続きを行うこと	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください。	扶養の条件を満たしてい る必要がありますので、 ご家族の勤務先にお問い 合わせください。
保 険 料	※退職時の 標準報酬月額 (上限28万円) × お住まいの 都道府県支部 の保険料率 ※平成31年4月からの上限額は 30万円となります! ・目安としては、退職時の健康保険料 の2倍の額となります。 ・40歳から64歳までの介護保険第2号 被保険者に該当する方は、介護保険 料が加わります。	・加入する世帯の人数や前年の 所得などによって決まります。 ・保険料の減免制度があります。 ・お住まいの市区町村役場で保 険料が異なります。 ・保険料は、毎年度、変更になり ます。	被扶養者としての保険料 負担はありません。
加 入 期 間	加入できる期間は 2年 です。	※健康保険組合に加入している方の任意継続保険については、 ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。	

任意継続の届け出から保険証発送までの流れ



※任意継続の保険証は、日本年金機構での被保険者資格喪失処理が完了した翌営業日以降に発行が可能となるため、保険証がお手元に届くまでには多少お時間を要する場合があります。
※4月は退職者が多く通常より日数を要します。予めご了承ください。

4月は窓口が混みあいますので、郵便でのご申請をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





2019
年度

社会保険事務講習会のご案内

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

地 区	2019年	会 場	地 区	2019年	会 場
武雄会場	3月7日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	4月17日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
佐賀会場	3月8日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	4月18日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	3月13日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	武雄会場	4月19日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	3月14日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	4月24日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 3月…社会保険事務担当者の方 4月…新しく社会保険の事務担当になられた方

参 加 料 **会員事業所は無料**
(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『入社・退職時の手続き』 (武雄・佐賀・唐津・鳥栖) 会場 平成 年 月 日 ()	『新任担当者のための適用実務』 (唐津・佐賀・武雄・鳥栖) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

健康保険と年金に関する主な書類の提出先

協会けんぽ

健康保険の給付や健康保険証の発行・再交付、任意継続、健診等に関する手続き

- 健康保険給付に関すること
 - ・療養費支給申請書
 - ・**高額療養費**支給申請書
 - ・**限度額適用認定**申請書
 - ・**傷病手当金**支給申請書
 - ・**出産手当金**支給申請書
 - ・**出産育児一時金**支給申請書
 - ・埋葬料支給申請書
 - ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- 健康保険証の発行・再交付に関すること
 - ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等

※資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。
- 健康保険の任意継続に関すること
 - ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- 健診に関すること
 - ・生活習慣病予防健診申込書
 - ・特定健康診査受診券申請書 等

日本年金機構

健康保険・厚生年金への加入や事業所の保険料の納付等に関する手続き

- 事業所に関すること
 - ・新規適用届
 - ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- 被保険者の採用・退職に関すること
 - ・被保険者**資格取得届**
 - ・被保険者**資格喪失届** 等
- 被扶養者の認定・解除に関すること
 - ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- 被保険者の氏名・住所等の変更にに関すること
 - ・被保険者氏名変更（訂正）届
 - ・被保険者**住所変更届** 等
- 被保険者の給与・賞与に関すること
 - ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届 等
- 被保険者の育児休業取得等に関すること
 - ・育児休業取得者申出書
 - ・産前産後休業取得者申出書 等

協会けんぽ

※日本年金機構の事務処理後に、協会けんぽが被保険者証を発行・送付します（協会への申請書提出はありません）

- ・生活習慣病予防健診申込書 等
- ・特定健康診査受診券申請書 等
- ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
- ・療養費支給申請書
- ・**高額療養費**支給申請書
- ・**限度額適用認定**申請書
- ・**傷病手当金**支給申請書
- ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- ・**出産手当金**支給申請書 等
- ・**出産育児一時金**支給申請書 等
- ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- ・埋葬料支給申請書 等

事業所に関すること

採用

健診

変更・訂正

給与・賞与

病気・けが

出産

育児休業

退職・死亡

日本年金機構

- ・新規適用届
- ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- ・被保険者**資格取得届**
- ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- ・被保険者氏名変更（訂正）届
- ・被保険者**住所変更届** 等
- ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届 等
- ・産前産後休業取得者申出書 等
- ・育児休業取得者申出書 等
- ・被保険者**資格喪失届** 等

【提出・問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部
〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611

提出先 日本年金機構 福岡広域事務センター
〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

問い合わせ先 佐賀年金事務所 0952-31-4191
唐津年金事務所 0955-72-5161
武雄年金事務所 0954-23-0121

平成31年 4月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 年金事務所 延長相談 19時まで	2 鹿児島市役所 本庁5階 第6会議室 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (東庁舎) (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿児島市役所 第2庁舎2階 会議室1 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29	30				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	鹿児島市役所 市民課市民年金係 0954-63-2117
鹿児島市役所本庁5階 第6会議室	4月2日 10:00～16:00	
鹿児島市役所第2庁舎2階 会議室1	4月16日 10:00～16:00	
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



国民年金の加入もれはありませんか？

- 日本に住所を有する厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた日本に住所を有する配偶者が60歳未満の場合についても同様です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または一部免除(失業による特例認定)を受けられることがあります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。
- 20歳から50歳未満の方を対象とした保険料の納付が猶予される保険料納付猶予制度もあります。
- 学生の方を対象とした学生納付特例制度もあります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 国民年金課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 国民年金課 TEL 0954-23-0121



4月から年10日以上年次有給休暇がある人は少なくとも5日以上は有給休暇を取らなくてはなりません。

もともと年次有給休暇は、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として設けられた制度ですが、職場への気兼ねなんかで休むことをためらうひとが多かったようです。

もしものときのために備えてできるだけたくさん残しておこう。特に用事もないので仕事をしていたほうが楽。なんて考えず、休暇の有効利用を考える時期に来ているようです。5月は10連休もあるようなので。

事業主も対象となる従業員が規定どおり休んでいるか点検しなければなりません。違反した場合は罰則もあるので注意が必要です。(山)